

1963年夏第11回宜野湾市議会定例会々議録

1. 1963年9月20日第11回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定	3番	天久村雄
4番	安政富盛信	5番	石川真	6番	天作安
7番	稻嶺正賀	8番	石田英	9番	天作安
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	天作安
13番	伊佐真得	14番	仲村喜	15番	天作安
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞	18番	天作安
20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

19番 武高行男

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定	3番	天久村雄
4番	安政富盛信	5番	石川真	6番	天作安
7番	稻嶺正賀	8番	石田英	9番	天作安
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	天作安
13番	伊佐真得	14番	仲村喜	15番	天作安
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞	18番	天作安
20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎		

5. 欠席議員は次の通りである。

19番 武高行男

6. 市町村自治法第61条の規定により、難事説明のため出席したものは次の通りである。

役長：仲村泰蔵 助役：呉屋眞徳 人事課長：松川正謙  
建設課長：島田昌泰 民生課長：当山全喜 水道課長：園吉眞義

経済課長：沢山安一 住民課長：仲村泰信 財政課長：奥里将俊 消防課長  
大城仁翠

1963年度第11回宜野湾市議会定例会々議録

1. 1963年9月20日第11回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春安
7番	稻嶺正康	8番	石田英正	9番	安里川繁
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大宮城盛
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	中里幸助
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	
20番	仲村村盛光	21番	古瀬藏清次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

19番 武島行男

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春安
7番	稻嶺正康	8番	石田英正	9番	安里川繁
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大宮城盛
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	中里幸助
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	
20番	仲村村盛光	21番	古瀬藏清次郎		

5. 欠席議員は次の通りである。

19番 武島行男

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである

市長：仲村春勝 助役：呉屋真徳 総務課長：松川正謙

施設課長：島袋昌栄 民生課長：当山全喜 水道課長：園吉真義

経済課長：沢し安一 住民課長：仲村春信 財政課長：奥里裕俊 消防課長

大城仁翠

7. 議会事務局出席者よりの意見回りの確認書
- 局長 富城 光雄 書記 照墨 敏 馬鹿 真由 塩見 曜光
8. 議事日程は次の通りである。
- 日程第1、会議の決定について、
- 日程第2、会議登録名議員の決定について、
- 日程第3、議案第34号、中部工業高校敷地購入負担金について、
- 日程第4、議案第35号 1964年度宜野湾市才入才出過加更正予算について、
- 日程第5、議案第36号、1964年度宜野湾市上水道増刷会計才入才出過加更正予算について。

7. 議会事務局出席者

局長 富城 光雄 書記 照屋 稔 島袋 真由 須念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 会期の決定について,

日程第2, 会議録署名議員の決定について,

日程第3, 議案第34号, 中部工業高校敷地購入負担金について,

日程第4, 議案第35号 1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算について,

日程第5, 議案第36号, 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出  
追加更正予算について,

9. 会議の終末

議長～議論議員 1 名であります。南町村自治法第 53 条の規定により、

議会は成立致しましたので只今より第 11 回豊野市議会定例会を開会致します。(午前 10 時 55 分)

議長～では直ちに会議を開きます。

議長～日程第 1、会期の決定についてをお詫び致します。

議長～13番の出席を報告致します。

議長～会期については、休憩中にお話し合いがありました様に、9月 20 日より、9月 30 日までの(11日間)をつことに御異議ございませんか。

議長～異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、本会期は、本日より 9 月 30 日までの(11日間)と決定致します。

議長～日程第 2、会議録署名議員の決定について、お詫び致します。

議長～議長指名とすることに御異議ございませんか。

議長～異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、会議録署名議員は議長指名とすることに致します、では指名致します。1番天久賀太郎、2番仲村盛光の両議員にお願いします。

議長～聞く休憩致します。(午前 11 時 4 分)

議長～再開致します。(午前 11 時 4 分)

議長～日程第 3、議案第 34 号、申部工業高級敷地跡人負担金についてを議題と致します。書記をして朗読せしめます。

議長～登場者の顔旨説明を求めます。

市長～市が負担をする場合に譲渡を要しますので、その申部の工業高級の敷地跡人については、今までに幾回の報告を致しましたが、最近が決つて、それから跡人についても色々話して来ましたが、これを申部の振興会として、初めてしたけれども申部の振興会は未だ法

## 9. 会議の頃末

議長～出席議員18名であります。南町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しましたので只今より第11回宣野湾市議会定期会を開会致します。(午前10時55分)

議長～では直ちに会議を開きます。

議長～日程第1. 会期の決定についてをお諮り致します。

議長～18番の出席を報告致します。

議長～会期については、休憩中にお話し合いました様に、9月28日より、9月30日までの(11日間)もつことに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がないものと認め、本会期は、本日より9月30日までの(11日間)と決定致します。

議長～日程第2. 会議録署名議員が決定について、お諮り致します。

議長～議長指名とすることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がないものと認め、会議録署名議員は議長指名とすることに致します。では指名致します。1番天久豪太郎、20番仲村盛光の両議員にお願いします。

議長～暫く休憩致します。(午前11時4分)

議長～再開致します。(午前11時5分)

議長～日程第3. 議案第34号、中部工業高校敷地購入負担金についてを議題と致します。書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～市が負担をする場合に譲渡を要しますので、その中部の工業高校の敷地購人については、今までに経過の報告も致しましたが、敷地が済つて、それから購人についても色々話し合いましたが、これを中部の振興会として、初めましたけれども中部の振興会は未だ法

的は何体なつておられないで一応連合教育委員会の名義で、これを購入してその負担は各市町村でやると言ふことになつて、今まで振興会を構成している姫路町村の議長さんや、組合長、市町村長が一體になつて、その話しを進めて来た訳であります。

負担の方法としましては、これは購入したならば政府に貸すことになるのですがその購入の費用は、コザと美里で、65%，奥庭庄、石川、福手納で、13%，北谷、北串城、宣野瀬で10%，残りの申請の市町村で5%，それから前申請以外の市町村でも、申請工業高等学校の併用をよくする地域があるので、その方で2%もつてもらうと言うので、その積りで各ブロックごとに、次に、そのブロックにおける他の、負担の方法を話し合つて、今までに話し合になつて、宜野湾市の負担すべき額として釐されたのが、ここに掲げられた金額であります。

一応これを負担すると言う議決をしてもらえば、又更に予算の裏正に對して、これを決定したいと、こう思いまして、負担行為に関する議決をお願いしてある訳であります。

議長～ 本案に対する質疑を求めます。

議長～ 14番の出席を報告します(

5番～ 負担金3466萬となつておりますが、議案第35号の才吉の負担金720萬との間違について、1箇所として、720萬になつておりますが、これが6箇所になると、3466萬にはならない事に屬いますが、

市長～ 優行を今の話しの様に、3ヶ年で償還する様に、それを年に2箇所にして、6箇所払うと言う様になつておりますが今のお金額の差は、利子の、いわゆる、実徴ですね、金額においては、或は、いくらくの変動が出て来ると思ひますのは、未だ接渉の補償金等の決定が未だの様でありますが大体今の処、予算として、はつきりした二箇所を、ここに當してありますが、今の5番議員の御質問はこれを6倍した場合にどうなつてあるかと、言ふことですか、利子を加えた場合と加えない場合の金額の違いでないかと思います、

議長～ 著く御質問します。(午前11時10分)

議長～ 異議を有します。(午前11時16分)

5番～ 利率はいくらか、何%か、

助役～ 第1箇所の金で3、6%あります。

利率ですか、(はい)

約な何處なつておられないで一応連合教育委員会の名義で、これを購入してその負担は各市町村でやることになつて、今まで振興会を構成している各市町村の議長さんや、組合長、市町村長が一諸になつて、その話しを進めて来た訳であります。

負担の方針としましては、これは購入したならば政府に貸すことになるのですがその購入の賃率は、コザと美里で、65%，具志川、石川、嘉手納で、18%，北谷、北中城、宜野湾で10%，残りの中部の市町村で5%，それから尚中部以外の市町村でも、中部工業高等学校的おん恵をよくする地域があるので、その方で2%もつてもらうと言うので、その積りで各ブロックごとに、又更に、そのブロックにおける處の、負担の方法を話し食つて、今までに話し食になつて、宜野湾市の負担すべき額として幽されたのが、ここに掲げられた金額であります。

一応これを負担すると言う譲渡をしてもらえば、又更に予算の更正に対し、これを決定したいと、こう思いまして、負担行為に該する譲渡をお願いしてある訳であります。

議長～ 本案に対する質疑を求めます。

議長～ 14番の出席を報告します(

5番～ 負担金3466萬となつておりますが、議案第35号の才山の負担金720萬との関連について、1圓脅として、720萬になつておりますが、これが6圓脅になると、3466萬にはならない様に思いますが、

市長～ 銀行を今の話しの様に、3ヶ年で償還する様に、それを年に2回にして、6回払うと言う様になつておりますが今のお金額の差は、利子の、いわゆる、実はですね、幾額においては、或は、いくらかの変動は出て来ると想いますのは、未だ接渉の補償金等の決定が未だの様でありますですが大体今の処、予算として、はつきりした脅を、ここに幽してあります、今の5番議員の御質問はこれを6倍した場合にどうなつてあるかと、言うことですか、利子を加えた場合と加えない場合の金額の違いでないかと思います。

議長～ 著く休憩致します。(午前11時10分)

議長～ 再開致します。(午前11時16分)

5番～ 利率はいくらか、何%か。

助役～ 第1回目の脅で3,600萬であります。

利率ですか、(はい)

15番～この中都工業高校は、政府立てありますか、それとも中都市町村の公立で、その市町村が運営、その他すべてやつて行く様になつておりますか。

市長～政府立の工業高校であります。

15番～3,466\$の負担金を當したら、~~帰つて~~こないものであるのか。

市長～政府立の学校は敷地もすべて政府が購入して建てるのが、立て替であります。政府の予算で、今度それだけ敷地購入する金がないので、政府の金を作り上げて、これを購入すると言うことになると有時になるか、知らないから、先ず大体半額そこそこの予算は今度政府でむづで、先のお話しの様に6万\$は政府の金で、これは買う時から政府有難として登記して、あと残りの半額の登記はこれは名義を中都の連合教育委員会の名義として買っておいて、そして政府の予算が出来次第これを全部購入して政府の方に還元すると言う訳で、いすれは、これは政府の予算が全部獲得出来た場合には、市町村に戻戻る者のと想つております。

15番～所有権は市町村にある訳ですか。

市長～連合教育委員会の名義に登記される様になつております。着しこれが、どうしても振興会の名義にしなければならんと言うことになつた場合には、連合教育委員会は有時でも、中都振興会に譲渡権ある様に話し合はなつております。

15番～政府連合教育委員会と鑑定書みたいなものが、ありますか。

市長～鑑定書と言つよりか、貸与契約ですね、政府に貸してあげると言う意味です。こうこう言うふうに契約し様と言う事は出来であります。未だ契約書はかわされておりません。

4番～負担金の各ブロックの割合の基礎についてもう少し具体的に御説明願います。

市長～負担金の負担割については、随分もんで、最近まで随分といたがりました。この資料にあります様に人口と中学校の生徒の割と、それから地域の割、人口に3%、中学校の生徒に2%、それから地域割に5%と言うふうに、各割をその(指)骨に當けて、そして更に人口割でいくら、中学生割でいくら、地域割でいくらと言う様な額を、今度はブロック割の割当をしてから、各ブロックにおける地の豪字を計算して、割当る様にしてあります。これで申し上げますが、人口割だけで行つた場合は、北谷と北中

15番～この中部工業高校は、政府立でありますか、それとも市町村の公立で、その市町村が運営、その他すべてやつて行く様になつておりますか。

市長～政府立の工業高校であります。

15番～3,400室の負担金を出したら、置つてこないものであるのか。

市長～政府立の学校は敷地もすべて政府が購入して建てるのが、立て前であります。政府の予算で、今度それだけ敷地購入する金がないので、政府の金を作り上げて、これを購入すると言うことになると何時になるか、知らないから、先ず大体半額そこそこの予算是今度政府でもつて。先のお話の様に6万円は政府の金で、これは買う時から政府有地として登記して、あの残りの半額の金はこれは名義を中部の連合教育委員会の名義として買つておいて、そして政府の予算が出来次第これを全部購入して政府の方に還元すると言う訳で、いすれは、これは政府の予算が全部獲得出来た場合には、市町村に戻戻るものと思つております。

15番～所有権は市町村にある訳ですか。

市長～連合教育委員会の名義に登記はされる様になつております。若しこれが、どうしても振興会の名義にしなければならんと言うことになつた場合には、連合教育委員会は何時でも、中部振興会に譲渡出来る様に話し合はなつております。

15番～政府連合教育委員会と協定書みたいなものが、ありますか。

市長～協定書と言うよりか、貸与契約ですね、政府に貸してあげると言う意味です。こうこう言うふうに契約し様と言う案は出来ておりますが、未だ契約書はかわされておりません。

4番～負担金の各ブロックの割合の基礎についてもう少し具体的に御説明願います。

市長～負担金の負担割については、随分もんで、最近まで随分といたしました。この資料にあります様に人口と申学校的生徒の割と、それから地域の割、人口に30%，中学校の生徒に20%，それから地域割に50%と言うふうに、総額をその（マン晉）にかけて、そして更に人口割でいくら、中学生でいくら、地域割でいくらと言う様な額を、今度はブロック割の割当をしてから、各ブロックにおける處の数字を計算して、割当る様にしてあります。これで申し上げますが、人口割だけで行つた場合には、北谷と北申

城を一層にした上よりは、宣野溝が多くもたなければならぬと言  
う様な（かつ好）になりよつたんですが、こう言うふうにして人口  
よりかいくらか負担が軽くなつてゐる様な感じが致します。

4 番～各ブロックごとに、バーセンテー<sup>チ</sup>が當ておりますがその割合が當  
ておりますが、そのブロックに対する割合の基礎であります、個故  
コ<sup>チ</sup>、英里村は 6.5% で、それからずつと 2% まであります、こ  
の割合の基礎はどこにおいてあるか。

市長～このブロック分けをした場合にも、隨層もみましたが、ブロックの  
分け方は、便、不便を考慮に入れて、これを構成した誤であります

4 番～このバー<sup>セ</sup>ンテー<sup>チ</sup>からしますと、本市の場合は第 3 ブロックに入  
つております、そこで 10% と言うことになつておりますが、10%  
と、18% 誰は 6.5%、5%、2% と言うふうに分けられており  
ます、その分けた基礎については不服でありとしてこれに決定し  
たと言う誤ですか。（はい）

そうした場合、各々のブロックにおいて、或は 3 ケ村 1 ブロックに  
した所もあるし、或は 4 ケ村、6 ケ村を 1 ブロックにした所があり  
ますが、各々人口においても相当な開きが當て来るんじやないかと  
思いますが、しかも、バー<sup>セ</sup>ンテー<sup>チ</sup>が下つてゐる地区においては  
4 ケ村或は 6 ケ村と云うふうにして、設定されておりますが、そ  
うすると、おのずから、その複数村にかかる負担も相当な開きが當  
て来ると云うことになつております。そこで、本市の場合は、立地条件  
からして、本町の南部、或は本市の中南部当りは別に第 4 ブロッ  
クに掲げられている所の、中北部当りから考えた場合は、コ<sup>チ</sup>工業  
高校に対して、或は中北部工業高校に対しては、利、不便は別に變り  
はないと、むしろ、その立地条件においてもにて云うふうに  
考へますが、そう云つた問題も一應検討されているかどうか、それ  
について或は 10%、5% と云う大きな開きが當ておりますが、そ  
れについて、單なる利、不便のことでは、かたずけられたのかどうか  
、それについて、もう少しこの割合をはつきり區別した當時の状況  
を御説明願います。

市長～只今のブロック分けをする場合に、随層検討されました。中城と宣  
野溝の比較にも變りはないんだけれどこのとくもありましたが、事実現在  
の工業学校、或は中農でもそうですが、西原、中城になると、南部  
の方に便利と、宣野溝でも、西原になると、今の高橋の所が便利で  
あると、宣野溝としての人口の（組合）とにかく皆天井が掛か  
ておるので、どうしても中農との状況とは違ふと云うことが、あ  
る方々の意向であります。いわゆる、そういう比較検討は充満さ  
れております。

8 番～この中野工業高校の場所と、それから資料 1 の 2 頁の諸物件の補償

城を一緒にした脅よりは、宣野湾が多くもたなければならぬと言  
う様な（かつ好）になりよつたんですが。こう言うふうにして人口  
割よりかいくらか負担が軽くなつている様な感じが致します。

4 番～番ブロックごとに、バーセンテー子が幽ておりますがその割合が幽  
ておりますが、そのブロックに対する割合の基礎であります。何故  
コザ、美里村は6.5%で、それからずつと2%まであります。この  
割合の基礎はどこにおいてあるか。

市長～このブロック脅けをした場合にも、随脅もみましたが、ブロックの  
脅け方は、便、不便を考慮に入れて、これを構成した訳であります

4 番～このバーセンテー子からしますと、本市の場合は第3ブロックに入  
つております。そこで10%と言うことになつておりますが、10  
%と、18%或は6.5%，5%，2%と言うふうに脅けられており  
ますが、その脅けた基礎については不服でありとしてこれに決定し  
たと言う訳ですか。（はい）

そうした場合、各々のブロックにおいて、或は3ヶ村1ブロックに  
した所もあるし、或は4ヶ村。6ヶ村を1ブロックにした所があり  
ますが、各々人口においても相当な開きが幽て来るんじやないかと  
思いますが、しかも、バーセンテー子が下つてゐる地区においては  
尚4ヶ村或は6ヶ村と云うふうにして、設定されておりますが、そ  
うすると、おのずから、その市町村にかかる負担も相当な開きが幽  
て來ると云うことになつております。そこで、本市の場合、立地条件  
からして、本南の南部、或は本市の中南部当りは別に第4ブロック  
に掲げられている所の、中城村当りから考えた場合は、コザ工業  
高校に対して、或は中部工業高校に対しては、利、不便は別に變り  
はないと。むしろ、その立地条件においてもていて云うふうに  
考えますが、そう云つた問題も一応検討されているかどうか、それ  
について或は10%，5%と云う大きな開きが幽ておりますが、それ  
について、單なる利、不便のことと、かたづけられたのかどうか  
、それについて、もう少しこの割合をはつきり區脅した當時の状況  
を御説明願います。

市長～只今のブロック脅けをする場合に、随脅検討されました。中城と宣  
野湾の比較にも変りはないんだとのこともありました。事実現在  
の工業学校、或は中農でもそうですが、西原、中城になると、南部  
の方が便利と、宣野湾でも、南部になると、今の那覇の所が便利で  
あると、宣野湾としての人口の（配脅）とにかく普天間が樂中され  
ておるので、どうしても中城との状況とは違うと云うことが、ある  
方々の意向であります。いわゆる、そう云う比較検討は充脅さ  
れています。

8 番～この中部工業高校の場所と、それから資料1の2項の諸物件の補償

要のうちに、1, 2, 3, と語りますが、その補償について、どの程度進んでおりますか、お聞かせください。

市長～進んでいるかと云うことは、いわゆる話し合いは済んでいるか、支払いは済んでいるかと云うことですか(ハイ)

話し合いはここにある農耕物の補償や立退き人家の補償、こう言うものは、話し合いはすでにしているが、仮に支払の方は事務用で、手を付ける前に一応補償だけは先にしてもらいたいと云う申し入れがあるので、事務用で工面して、なんとか、軍の応援で工事を始める様になつておりますが、一応この工事にかかる場合には、物資の補償だけは先にやつてもらいう様にと、地代の有無等でも良いと云う話し合ひまで出来ていると云うことであります。

3番～先程申し上げましたこの場所ですね、中部工業高校の敷地、場所はどの辺ですか、それから補償の内2、人様の立退き補償費、これは5件でまつて1, 800ドルとなつておりますが、どの程度の人家であるかは、私は良く覚りませんけれども、こう云う5件に対する金額は少なくはないかと、人様にもよりますけれども、どう云う人家であるか、トランプキであるのか、或はセメントカワラふきであるのか、こう云つたのもう全く、スムーズに答つたかどうか。

市長～1番の場所は、英尾の豪斯からコザに(八重島)に行く所の道路に面した所の中間であります。それから~この補償の対象は農作物、コザの経済課長、英尾の経済課長、それから政府監査の審査員ですが、そう云う方が査定に当つております。人様の方について此、今はこれ、農作物には、さむら家い人家で、いわゆるトランプキとか、大岩本農物ではないんだが、今のうちで一派に(均し)工事をやつた方が良いから、相談をして、これを立退してもらつて、工事を全面的に一括にやる様にした方が良いと云うことで、この接渉について際、市町村会の事務局の島田くんが当つております。この基準については、請力的で非常に相談にのつてもらつていると云うことを開いただけで、そのことをかい謹慎、それがいくら、それがいくらとか計うことは、私も良く聞いておりません。

議長～暫く休憩致します。(午前11時30分)

議長～暫休致します(午前11時40分)

4番～中部の市町村が負担して、購入することになつておりますが、若し購入した後の貸地すると云うことになると、政府からも賃貸料はいくらであるか、或は又賃貸料によつてその利息の金は充當つかねえかどうか。

費のうちに、1, 2, 3, とあります。その補償について、どの程度進んでおりますか。

市長～進んでいるかと云うことは、いわゆる話し合は済んでいるか、支払は済んでいるかと云うことですか（ハイ）

話し合はここにある農耕物の補償や立置き人家の補償、こう云ものは、話し合はすでにしているが、但し支払の方は事務局で、手を付ける前に一応補償だけは先にしてもらいたいと云う申し入れがあるので、事務局で工面して。なんとか、軍の応援で工事を始める様になつておりますが、一応この工事にかかる場合には、物件の補償だけは先にやつてもらう様にと、地代の方は後でも良いと云う話し合はまで出来ていると云うことであります。

8番～先程申し上げましたこの場所ですね、中部工業高校の敷地、場所はどの辺ですか、それから補償の内の2、人家の立置補償費、これは5件でもつて1, 800ドルとなつておりますが、どの程度の人家であるかは、私は良く登りませんけれども、こう云う5件に対する金額は少なくはないかと、人家にもよりますけれども、どう云う人家であるか、トタンブキであるのか、或はセメントカワラぶきであるのか、こう云つたものもうまく、スムーズに行つたかどうか。

市長～1番の場所は、美里の後所からコザに（八重島）に行く所の道路に面した所の中間であります。それから政府～この補償の査定は農作物は、コザの経済課長、美里の経済課長、それから政府駐在の普良員ですが、そう云う方が査定に当つております。

人家の方については、今はこれは、建物には、さわらない人家で、いわゆるトタンブキとか、大きな建物ではないんだが、今のうちで一諸に（均し）工事をやつた方が良いから、相談をして、これを立置してもらつて、工事を全面的に一諸にやる様にした方が良いと云うことと、この接渉については、市町村会の事務局の島田くんが当つております。この経過については、協力的非常に相談にのつてもらつていると云うことを聞いただけで、そのこまかい経過、どれがいくら、どれがいくらとか云うことは、私も良く聞いておりません。

議長～暫く休憩致します。（午前11時30分）

議長～再開致します（午前11時40分）

4番～中部の市町村が負担して、購入することになつておりますが、若し購入した後の貸地すると云うことになると、政府からの賃貸料はいくらであるか、或は又賃貸料によつてその利息の負は充當まかなかるかどうか。

市長～眞實契約ではやはり賃資料をとると云う事についてはですね、案も見直したが、これは別にのつております。

4番～無料ですか、それと同様にして、政府がおいかい買上げるとなつておますが、この資料の4番からすると、66年度までに、全部負担すると云うことになつておりますが、後来年や、再来年あたりに、減額度の政局の年次的な予算で買上げると云うことであれば、後は別に問題はないと思ふんですが、その見通しはどうなつておりますか。

市長～その見通しはいまのところ来年の予算で1回に全部、各町村が負担している脅が来たら、来年で全部負担するので負担した脅を、又還元することになりますので、5回まで、或は2回目からは出さなくて良いと云う様なことになつておりますが、ところが、予算獲得は来年の予算で、はつきりこれだけ全額負担されるか、来年出来るかどうか、或は、再来年までかかるか、そう云つた所は、はつきりしてない。

4番～議案第34号の場合、3,466萬を負担すると云う譲渡をした場合に、若し来年必要ないと云う場合、当然執行しないと云うことになる段であります。その1ヶ月年脅それだけを譲渡すると云うことには、出来ないのかどうか、或はこの譲渡の申て負担すると云うことはなるんだが、しかし負担金そのものは、当然かえらないと云う前提でやるんだが、その場合はいずれ1ヶ月、2ヶ月以内にかえつて来ると言ふことであれば、便に、それだけ払うと、仮払いと云ふ形になるんだが、負担金として、妥当であるかどうか、それに専ずる御見解を御観願願います。

市長～妥当であると云つて提出しておりますが、これについては課員の皆様で検討計画います。

議長～暫く休憩致します。(午前11時45分)

議長～再開致します。(午前12時5分)

18番～負担すべき金額の3,466萬と云うのは、譲渡して後が問題ですが、これは~~償還~~金にあてるために、ブロック間にまとめて来たんだと云うことであるんだが、譲渡して、1回にとれるもんであるのかどうか、それから見ると継続的な負担行為になるんだと云う解しやくも生れて来るんですが、その譲渡とそれから今後3年またたがる所の金額の予算上における債務はどうなるか。

市長～この負担すべき金額の番號3,466萬は、今現在の処の負担額になつております。それから予算に計っている720萬は今年度~~は~~ます

市長～賃貸契約ではやはり賃貸料をとると云う事についてはですね。案も見ましたが、これは別にのつております。

4番～無料ですか、それと関連致しまして、政府がおいおい買上げるとなつておりますが、この資料の4番からすると、66年度までに、全部負担すると云うことになつておりますが、後來年や、再来年あたりに、或程度の政府の年次的な予算で買上げると云うことであれば、案は別に問題はないと思うんですが、その見透しはどうなつておりますか。

市長～その見透しはいまのところ来年の予算で1回に全部、各市町村が負担している脅が来たら、来年で全部償還出来ますので負担した脅を、又返元することになりますので、5回まで、或は2回目からは出さなくて良いと云う様なことになつておりますが、ところが、予算獲得は来年の予算で、はつきりこれだけ全額得られるか、来年出来るかどうか、或は、再来年までかかるか、そう云うた所は、はつきりしてない。

4番～議案第34号の場合は、3,466萬を負担すると云う譲渡をした場合に、若し来年必要ないと云う場合、当然執行しないと云うことになる訳ですが、その1ヶ年脅それだけを譲渡すると云うことは、出来ないのかどうか、或はこの議案の中で負担すると云うことになるんだが、しかし負担金そのものは、当然かえらないと云う前提でやるんだが、その場合はいずれ1ヶ年、2ヶ年後はかえつて来ると云うことであれば、仮に、それだけ払うと、仮払いと云うかたちになるんだが、負担金として、妥当であるかどうか、それに對する御見解を御説明願います。

市長～妥当であると云つて提案してあります、これについては議員の皆様で御検討願います。

議長～暫く休憩致します。(午前11時45分)

議長～再開致します。(午前12時5分)

18番～負担すべき金額の3,466萬と云うのは、譲渡して後が問題ですが、これは償還金にあてるために、ロック剔にまとめて来たんだと云うことであるんだが、譲渡して、1回にとれるもんであるのかどうか、それから見ると継続的な負担行為になるんだと云う解しやすくも生れて来るんですが、その譲渡とそれから今後将来3ヶ年にまたがる所の金額の予算上においての債務はどうなるか。

市長～この負担すべき金額の総額3,466萬は、今現在の処の負担額になつております。それから予算に当っている720萬は今年度償還す

べき金額になつております。そこで、今の處、各市町村で負担すべきものを全額計算して、これだけだから、或は私はこれは、いくらかの援助が當て来はしないかと、今の処敷地（均し）までは、実業局が全部もつている、向の方では、これまで地区の方でもつてもらいたいと、幸にして、マリン斜の方にお願いして（均し）あります。それに接待費の費用がかかる人ではないかと思うと云う話しがありました。しかし、その時は、それには入れられないと思ひます。一応負担することにして、この数字の修正が當て来た場合には、これはこうこう云う趣旨で、こうなつております。と云うこととて、未だこれは修正のこと等は、振興会にも回られておりませんので、今はつきりしたことは、3,466キロキロはつきりしております。それで、ただ思われるのには、これを完成するまでに、いくらかの援助はあると考えられる訳であります。が、今の處はつきりしておらず、これがまだ提案してある訳であります。

18番～鶴見明成様、そなれるんではないかと思いますが、その場合に一応形式として、当然要更があり得ると云うことであれば、その年度間ににおいての負担行為の登だけですね、譲渡しても良さそうなものであるが、何故振額を始めに譲渡に當したかどうか、と申上げるが、もち論そこには、1回で負担するんでしたら累ですが、この資料から見ると、3ヶ月に当たる所の振額の負担金だと、しかししながらこれは年度毎に區切つて、いくらか負担すると云うことになりますので、その場合には、年度で負担すべきものだけ、譲渡するのが良さそうであるが、振額そのまま當した理由について、

市長～その件、振興会でも中部の市町村長会でも、問題になつておりますが、或はそれだけ負担しなくても良いかも知らんと、又は銀行からの借入れの件を一応算めてからに、それを全額償るものとして、これだけ負担金と云うことになりますが、要は毎年毎年當して皆く予算でこれを負担行為をして、向うに迷惑をかけなければ良いと思いますが、しかし、銀行はいくらまで貸すと云う何を、銀行の了解を得るには、それだけは、負担すると云う譲渡が入用であると云うので、金額を負担すると、要するには銀行へ提出する書類として、入ると云うことで、これだけになつております。或は先のお話しが際にして若しや来年の予算で7万キロと云うことになります、と賃金も1回も2回で、済んでしまつて、これだけ全体の負担をしなくとも良いと云うかつてになつてしまします。

18番～銀行との借款の問題でそなつたと云う現境であります。いずれにして事、振額そのものには譲渡でなくしても同意だと云う様な形でも良さそうなもんだと思いますが、その場合に一応、譲渡は譲渡しておいて、それから支拂行為になると、予算を通さないといふと云うことになるかと思ひますが、その場合にその辺であれど、

べき金額になつております。そこで、今の処、各市町村の負担すべきものを全部計算して、これだけだから、或は私はこれは、いくらかの変動が出て来はしないかと、今の処敷地（均し）までは、支教局が全部もつている、向の方では、これまで地区の方でもつてもらいたいと、幸にして、マリン跡の方にお願いして（均し）あります。それに接待費の費用がかかる人ではないかと思うと云う話しがありました。しかし、その類は、それには入れられないと思ひます。一応負担することにして、この数字の修正が後で来た場合にはこれはこうこう云う理由で、こうなつております。と云うことだ。末だこれは修正のこと等は、振興会にも図られませんので、今はつきりしたことは、3,466萬しかはつきりしておりませんので、ただ思われるのには、これを完成するまでに、いくらかの変動はあると考えられる訳であります。今の処はつきりしておりませんので、これだけ提案してある訳であります。

18番～御説明で威程、そうなるんではないかと思いますが、その場合に一応形式として、当然変更があり得ると云うことであれば、その年度割においての負担行為の負担だけですね、譲渡しても良さそうなものであるが、何故総額を始めに譲渡に出したかどうか、と申し上げるのは、もち論そこには、1回で負担するんだったら別ですが、この資料から見ると、3ヶ月年にまたがる所の総額の負担金だと、しかしながらこれは年度毎に區切つて、いくらか負担すると云うことになりますので、その場合には、年度で負担すべきものだけ、譲渡するのが良さそうであるが、総額そのまま出した理由について、

市長～その件、振興会でも中部の市町村長会でも、問題になつておりますが、或はそれだけ負担しなくても良いかも知らんと、実は銀行からの借入れの枠を一応決めてからに、それを全部借るものとして、これだけ負担金と云うことになりますが、要は毎年毎年出していく予算でこれを負担行為をして、向うに迷惑をかけなければ良いと思いますが、しかし、銀行はいくらまで貸すと云う何を、銀行の了解を得るには、それだけは、負担すると云う譲渡が入要であると云うので、金額を負担すると、要するには銀行へ提出する書類として、要ると云うことだ、これだけになつております。或は先のお話し様にして若しや来年の予算で7万萬出ると云うことになります。と償還金も1回か2回で、済んでしまつて、これだけ全体の負担もしくても良いと云うかつ好になつてしまします。

18番～銀行との借款の問題でそうなつたと云う説明であります。いずれにしてる、総額そのものには譲渡でなくしても同意だと云う様な形式でも良さそうなもんだと思いますが、その場合に一応、総額は譲渡しておいて、それから支幽行為になると、予算を通さないといかんと云うことになるかと思いますが、その場合にその枠であります、

議会費の支拂行為になるのかどうか、仮に次年度において、1,000万を支拂するんだと云うことにして、3,400万の、支拂額1,000万であれば、当然それは認めことになると云うことになるのか、該務的経費になるのか、その辺の御説明を願います。

市長～額をそれだけ上げたら、予算において全部當されはいかんと、言うことになりますが、予算で通つた金は、こちらの執行で支拂い當りますが、皆様がいくらまでは、負担して良いと云つても、ここにそれだけの予算を設めてもらわなければ、負担をする権限に市長は向うから受け立てるに際するに際、先の予算が得られない場合に備え、いわゆる、該務は、あたえられたんだが、執行においてそれが實行出来ないと云うかつてになりませんかとこう思ふ訳であります。

18番～愈がなくて執行出来ないと云うことではなくして、一応は該務の譲渡をした行為だから、もつたんだから、後で全部、年次的な執行については、その範囲であれば、いくら計上しようが、該務的経費と云うことになるのかどうか、一応はこれだけは負担をするんだと云う場合の譲渡を得たんだから、将来年次預金帳簿にあてての支拂行為ですね、直接その場合は、3,466万の範囲であれば、1萬で2,000ドル或は3,000ドルした場合は、それは該務的経費になるのかどうか、議会において、それだけは、当然3ヶ年だと、しかしこれにおいては、既に期限を定つての負担のあれじやなくして貞申都工業高校の敷地購入の負担金として、3,466万となつておりますが、しかし資料によると後3ヶ年となる訳ですが、その後においてはですね、該務的経費になるのか、議会として一応譲渡したものに附して、再び予算上に現した場合はにおいての取扱いですね、と申し上げるのは、先程も申し上げました様に一応は該務といふものは、同意としても、同意の形でも良いんではないかと思ひます。その場合に年次的な執行において、該務或は該務において該務といふことについても良いんじやないかと思います。

議長～雷林取扱します。(午後12時13分)

議長～審議撤します。(午後12時15分)

議長～大体質疑もつきお終ります事、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がないとの確認め、本件に対する質疑を打切ることに致します。それで、いかなる質疑行為にはなるまいと存じます。それで、いかなる質疑行為にはなるまいと存じます。

無条件の支出来行為になるのかどうか，仮に次年度において、1,000\$を支出来するんだと云うことにして、3,400\$の，もち論1,000\$であれば，当然それは認めたことになると云うことになるのか，義務的経費になるのか，その辺の御説明を願います。

市長～類をそれだけ上げたら，予算において全部出来ねばいかんと，言うことになりますが，予算で通つた脣は，こちらの執行で支払い出来ますが，皆様がいくらまでは，負担して良いと云つても，ここにそれだけの予算を認めもらわなければ，負担をする様に市長は向うから受けたので実際にするには，先の予算が得られない場合には，いわゆる，義務は，あたえられたんだが，執行においてそれだけ執行出来ないと云うかつ好になりませんかとこう思う訳であります。

18番～金がなくて執行出来ないと云うことではなくして，一応は総額の譲渡をした行為だから，もらつたんだから，後で全部，年次的な執行については，その範囲であれば，いくら計上しようが，義務的経費と云うことになるのかどうか，一応はこれだけは負担をするんだと云う議会の譲渡を得たんだから，将来年次的な償還にあてる支出来行為ですね，直接その場合に，3,466\$の範囲であれば，1箇で2,000ドル或は3,000ドルした場合に，それは義務的経費になるのかどうか。議会において，それだけは，当然3ヶ年だと，しかしこれにおいては，別に期限を云つての負担のあれじやなくして只中部工業高校の敷地購入の負担金として，3,466\$となつておりますが，しかし資料によると後3ヶ年となる訳ですが，その後においてはですね，義務的経費になるのか，議会として一応譲渡したものに對して，再び予算上に現した場合においての取扱いですね，と申し上げるのは，先程も申し上げました様に一応は総額というものは，同意としても，同意の形でも良いんではないかと思います。その場合に年次的な執行において，譲渡或は総額においては同意ということにしても良いんじやないかと思います。

議長～暫休憩致します。(午後12時13分)

議長～再開致します。(午後12時15分)

議長～大体質疑もつきた様でありますが，質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がないものと認め，本件に対する質疑を打切ることに致します。

議 長～で該本案に対する討論を始めます。

議 長～討論省略の声がありますが、御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議がないと認め、本案に対する討論を省略することに致します

議 長～では該案第34号中部工業高校敷地購入負担金についてを要決に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議がないと認め、該案第34号中部工業高校敷地購入負担金についてを、原案通り可決決定致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後12時22分)

議 長～再開致します。(午後2時40分)

議 長～該案第4，該案第35号1964年度宜野湾市才入才出追加真正予算についてを上場致します、審議をして朗読せしめます。

議 長～提案者の朗旨聴取を求めます。

市 長～該所の職員に併い、現市の庁舎ではどうしても、つまり、ふだんの事務に困るので、何んとか、これを拡張したいと思つてあります。職員採用と同時に、これを早くやらねばいかんと、毎日、財源に困つておりましたので、一応は、予備費を便つて現市の庁舎の南側にトタンブキとそれから今の消防庁舎を施設を付けて、ときどきをすれば、何んとか向こうの方に現市の建設費を移してもらつて、これで済む訳ではないかと、こう思つて計画を進めておつたが幸いに今度用地料の値上がりが大体確定致しましたので、いわゆる普通財源の収入と無地番の非耕作地等によつて、その財源を施設することが出来ましたので、予備費はそのままにして、一応予算を真正にして、これをあえて行うと云うこととて提案しであります。尚先の条件とも調査致しますが、今度工業高等学校の負担金が今度の予算で3ヶ年を6回の内の1回を既に今度で予算に算して、支拂しなければならない様になつておりますので、又議会においても、一応増額はならぬ様な事態が生じましたので、この案を提出している訳

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありますが、御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議がないと認め、本案に対する討論を省略することに致します

議長～では議案第34号中部工業高校敷地購入負担金についてを要約に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議長～御異議ないと認め、議案第34号中部工業高校敷地購入負担金についてを、原案通り可決決定致します。

議長～暫く休憩致します。（午後1時22分）

議長～再開致します。（午後2時40分）

議長～日程第4、議案第35号1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを上提致します。書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～後所の職員の増員に伴い、現在の庁舎ではどうしても、つまりふだんの業務に困るので、何んとか、これを拡張したいと思つております。職員採用と同時に、これを早くやらねばいかんと、処が、財源に困つておりましたので、一応は、予備費を便つて現在の庁舎の南側にトタンブキとそれから今の消防庁舎の縦枠を付けて、つまりをすれば、何んとか向こうの方に現在の建設課を移してもらつて、これで済む訳ではないかと、こう思つて計画を進めておつたが幸いに今度軍需増料の値上がりが大体確定致しましたので、いわゆる普通財源の収入と無地番の非課税地等によつて、その財源を捻らすことが出来ましたので、予備費はそのままにして、一応予算を更正して、これをあえて行うと云うことで提案したあります。尚先の案件とも関連致しますが、今度工業高等学校の負担金が今度の予算で3ヶ月年齢6回の内の1回は今度で予算に現して、支拂しなければならない様になつておりますので、又議会においても、一応増さねばならない様な事態が生じましたので、この案を提案している訳

であります。直しく御警報をお願い致します。

議長～本議に対する質疑を求めます。

10番～5款の政務支當金の、事務委託でございますが、現在まで、どの様にされておつたか、又今まで毎日になつておりますが、そう云うもゆは、行われてなかつたのかどうか。

市長～これ以前から昨年から始つたと願いますが、算用地料の支拂は政務がやるべきものと、その事務として昨年からの支拂事務で、今更も同様に、これを行ふと云うことは、一応これは土地事務所の方とも話合ひ、市町村長会との話合でしか出来ませんので、市町村長会としての要求は、少くなくとも、1件につき7セントと云うことで、昨年よりも、随分もんと、そして、かえつて安い高いともむよりは、早く引き受け、支拂いをした方が住民のためにもなると云うことで昨年も4セントでやつておりますが、今年も昨年の様に4セントでやると云う話しが決まりましたので提出してあります。

10番～この契約は何月から何月までとなつておりますか。

市長～支拂事務の契約ですね。(ハイ) その年裏年裏で掛金や何の話合は、算用地事務所長が来て金高の神農市町村長会に、今更もそう云う料にやつてもらいたいと云うことで依頼によつてやつておりますので、これは、署類上の契約、具質借者として、こちらから通帳はしますが、契約書は各市町村単位でかわしてないと願います。

10番～この予算は当初予算で、大体四半期を付けて、計上するのが、予算の立候ではないかと願うのでございます、いわゆる、次からは、なるべくこう云う四半期を付いた予算は、予算時期に計上していただく様に要望申上げます。

4番～算用地非耕者土地賃貸料の改訂増額度でありますが、この増額に寧つた根きよですね、これについて、御説明願います。前次議題で見破れなかつたのかどうか。

助役～これについては、6月定期会の場合は、この問題は出ておりましたが、あの当時は、あがるを云う處の何にしかはつきりしませんので、あがると云うことは、やつておつたんだだすが、しかし然そのものがはつきり登りませんでしたので、これは次回のの追加真正でしか審議を置きなゐては意味いかと存えます。現立該賃貸借契法の最高賃貸の額の決定の方が、5ヶ月に1回で、結果は本年度から決定の併んになつておりましたで、7月1回付で以つて改正する様な傳

あります。宜しく御審議をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

10番～5款の政府支当金の、事務委託でございますが、現在まで、どの様にされておつたか、又今までゼロになつておりますが、そう云うものは、行われてなかつたのかどうか。

市長～これは確か昨年から始つたと思いますが、軍用地料の支拂は政府がやるべきものを、その事務として昨年からの支拂事務で、今度も同様に、これを行うと云うことは、一応これは土地事務所の方とも話合い、市町村長会との話合いでしか出来ませんので、市町村長会としての要求は、少くなくとも、1件につき7セント云うことで、昨年よりも、随分もんて、そして、かえつて安い高いともむよりは、早く引き受け、支拂いをした方が能民のためにもなると云うことでも昨年も4セントでやつておりますが、今年も昨年の様に4セントでやると云う話しが決まりましたので提案しております。

10番～この契約は何月から何月までとなつておりますか。

市長～支拂事務の契約ですね。(ハイ)その年度年度で料金や何んの話合は、軍用地事務所が来て全島の沖縄市町村長会に、今度もそう云う様にやつてもらいたいと云うことで依頼によつてやつておりますので、これは、書類上の契約、只責任者として、こちらから通報はしますが、契約書は各市町村単位でかわしてないと思います。

10番～この予算は当初予算で、大体四半期を付けて、計上するのが、予算の立前ではないかと思うのでございます、いわゆる、次からは、なるべくこう云う四半期を付いた予算是、予算時期に計上していただく様御要望申し上げます。

4番～軍用地非耕者土地賃貸料の改訂増額等であります、この増額になつた根きよですね、これについて、御説明願います。尚、次に当初で見積れなかつたのかどうか。

助役～これについては、6月定期会の場合にも、この問題は出ておりましたが、あの当時は、あがると云う處の何にしかはつきりしませんので、あがると云うことは、登つておつたんだがですが、しかし額そのものがはつきり登りませんんでしたので、これは次回の追加更正でしか説明は出来ないのでないかと考えます。國立法備貨安定法の最高借貸の額の設定の方が、5ヶ月に1回で、結果は本年度から設定の何んになつております、7月1日付で以つて改正する様な何

て、告示になつたかどうかは、未だ（キヤッテ）しておりませんが  
7月1日付で改正されると云うことになつて居つた様であります。  
最高賃貸の調整の方がどう云うことになつたかはつきりしませんが  
その数によりますと大体賃料の何が5年間にわたる基準からした  
場合において大体110内外の見当がなされていましたが、それに  
併せて軍需地の方もどうしても極力異有地の標準のそれまでつて  
行かなければと云う何で一應案が断されてその方も大体、異例の云  
つている様になるというふうに、その旨をはつきりすぐそれだけに  
なると云うふうには未だ実際の何は来て居りませんが、まあ大体、  
農と軍との折衝による結果として、田んぼ以外においてはほとんど  
と10%内外上がつている様な事になつて居りますが、その方は各  
市町村との旅行規則は違うのですが、田んぼの方は据置きのかつ好  
になつて居ります。それから今まで最も最もからした場合は、市町下  
四位まで設定されていたのですが、本町の登はセントで打切られて  
そしてセント以下は四捨五入すると云うかつ好にあります。田ん  
ぼにおいてはすこ少く点も市町村の方にあるんじやないかと云うふう  
に云われていたのであります。セントの方はどうしてもうち年から  
上げる訳にはいかないんじやないかと云われていたが極力そう云う  
下がる様な市町村に対しても特例として従来通りのままで四位まで  
もつていくことにして、田んぼ以外においては各市町村共大体10  
%内外の増と云うことになつて含まれて居りますが、然しこの登は  
はつきりとまだ確定した何は来て居りませんが然し軍の方において  
も弁護官宿まで行つて弁護官宿として大体そういうふうな点で丁承が得られると云うふうな所まで云つてある訳でございます。

4 番～この25, 494番は、非課税地面積のいくらでありますか。

助 約～約15万坪あります。はつきりした数字は6月定期会に當してあ  
ります。

議 長～外になれば進行致します（次は才蔵の部に入る）

16番～庁舎拡張工事費の件についてであります。今1部登、役所内の南  
側に、又市長の御詫問の中にも、消防庁舎の二階をしまりを付けて  
隣をもつて行きたいと云う様な相手との間でございますが、今後の  
宜野湾市庁舎の永久建築と云うふうな件についても考慮においての  
拡張工事であるかどうか、それともそう云うことではなくして、隣  
は職員の増に伴つての1部勘定を拡張工事費であるかどうか、その  
見通しについてお伺いします。

市 議～将来はどうしても恒久的な措置として、その庁舎を増築しなければ  
ならないと思います。今やつているのは、緊急の措置にしかならん  
とこう思つております。それが将来 恒久の措置として庁舎を擴張す

で、告示になつたかどうかは、末だ（キヤッ子）しておりませんが。7月1日付で改正されると云うことになつて居つた様であります。最高借貸の調整の方がどう云うことになつたかはつきりしませんがその法によりますと大体民間の何がうる年度における基準からした場合において大体110%内外の見当がなされていましたが、それに伴つて軍用地の方もどうしても極力民間有地の基準のそれまでもつて行かなければと云う何で一応案が出来てその方も大体、民間の云つている様になるというふうに、その脅をはつきりすぐそれだけになると云うふうには末だ実際の何は来て居りませんが、まあ大体、民間と軍との折衝による結果として、約田んぼ戸外においてはほとんど10%内外上がつている様な事になつて居ります。その方は各市町村との施行規則は違うのですが、田んぼの方は据置きのかつ好になつて居ります。それから今まで取扱からした場合には、常以不四位まで設定されていたのですが、本圖の脅はセントで打切られてそしてセント以下は四捨五入すると云うかつ好になります。田んぼにおいてはサカク点も市町村の方にあるんじやないかと云うふうに云われていたのですがセントの方はどうしても5年から上げる訳にはいかないんじやないかと云われていたが極力そう云う下がる様な市町村に対しては特例として従来通りの\$以下四位までもつていくことにして、田んぼ以外においては各市町村共大体1%内外の増と云うことになつて含まれて居りますが、然しこの脅はつきりとまだ確定した何は来て居りませんが然し軍の方においても弁務官府まで行つて弁務官内意向としても大体そういうふうな点で了承が得られると云うふうな所まで云つてはいる訳でござります。

4番～この25, 494番は、非糧脅堆積面積のいくらでありますか。

助 後～約15万坪ありますが、はつきりした数字は6月定期会に當してあります。

議 長～外になければ進行致します（次は才出の部に入る）

16番～庁舎拡張工事費の件についてでありますが、今1部脅、後断内の南側に、又市長の御説明の申にも、消防庁舎の二階をしまりを付けて課をもつて行きたいと云う様な御者えの様でございますが、今後の宣野湾市庁舎の永久懸念と云うふうな件についても考慮においての拡張工事であるかどうか、それともそう云うことではなくして、結局は職員の増に伴つての1部的拡張工事費であるかどうか、その見透しについて懇伺いします。

市 長～将来はどうしても恒久的な措置として、その庁舎を増築しなければならないと思います。今やつてはいるのは、応急の措置にしかならんとこう思つております。それが将来 恒久の措置として庁舎を拡張す

るには、どう云うふうにすれば良いかと、現状の敷地として、今余ゆうがなくて困つておりますが、一応これは現状の敷地を最高限に=利用する意味で、後1階鉄キンを使用すれば、後1階延せると云う建築関係の方の話しがありますので、今年も出来たら予算面の余ゆうも付けて、後1階上に延ばしたいと、と云うのは実はこの会議室も色々こんで、今まで市民の講堂みたいに使う程りで、ステージ等も準備してあつたんだが、これもなくしてもこう使う處でありますので、該会の使う様な機をもつと、あまり来客の出入りもない機だ上の方に持つて行つた方が良いんではないかと云う計画で最初の支つた予算超過を最初の話は、そう云うふうに話は進めておつたんだが、いざ現実觀つて見ると、どうしてもどこまで予算をもつて行く機な、余ゆうがないので、とうとう只今の様な筋道な措置でもつて、これをしのがねばればならない事になつた訳であります。

~~それ~~これから先、市の財源を見付けていわゆる財源の獲得が出来たならば、いすれは、今のセメントカリアブキの所から、登記所の所、もとの消防車庫の所まで、一括にしての、3階建位の厅舎を建てないで云うと、出来つけての厅舎の単独な建築は、現状の敷地のままで経営運の様な感じが致しますので、出来はそう云うかつ好にもつて替かなければならんではないかと、こう思つております。

5番～回連して質問致します。只今の市長の説明によりますと、現厅舎の上に、つまり3階を建てたいと云つた様なことではありますか、若し、その様にやるとした場合に、どの位の経費が入りますか、概算であります。

市長～大体、8,000万位

5番～8,000万位あれば、増築が出来ると云うことですね。

市長～大体上に延すと云うだけで、8,000万位

5番～8,000万位の財源某ン處は出来ませんか。

市長～それが出来ないです。今の様な。

5番～わずか8,000万がですか、該建築の税務部掛印刷代でありますか。これは何部位ですか、

財政課長～50部位。

5番～50部は該所の会員に配る用意ですか、それとも末端担当者を対象にしてのものか、

るには、どう云うふうにすれば良いかと、現在の敷地として、今余ゆ  
ゆうがなくて困つておりますが、一応これは現在の敷地を最高間にに  
利用する意味で、築1階鉄キンを使用すれば、築1階延せると云う建築  
關係の方の話しがありますので、今年も出来たら予算画の余ゆうも  
付けば、築1階上に延ばしたいと、と云うのは実はこの会議室も色々  
こんで、今まで市民の講堂みたいに使う積りで、ステージ等も準備し  
てあつたんだが、これもなくしてもこう置く処でありますので、議会の  
使う様な廳をもつと、あまり来客の出入りもない様な上の方に持つて  
行つた方が良いんではないかと云う計画で最初の去つた予算議会も  
最初の話は、そう云うふうに話しは進めておつたんだが、いざ案を練  
つて見ると、どうしてもどこまで予算をもつて行く様な、余ゆうがない  
ので、とうとう只今の様な応急な措置でもつて、これをしのぶがなければ  
ならない様になつた訳であります。

それからこれから先、市の財源を見付けていわゆる財源の獲得が出来  
たならば、いずれは、今のセメントカワラブキの所から、登記所の所、  
もとの消防車庫の所まで、一諸にしての、3階建位の庁舎を建てない  
じ云うと、将来つけての庁舎の単独な建築は、現在の敷地のままで  
無理の様な感じが致しますので、将来はそう云うかつ好にもつて行か  
なければならぬのではないかと、こう思つております。

5番～聞達して質問致します。只今の市長の説明によりますと、現庁舎の上  
に、つまり3階を建てたいと云つた様なことでありました。若し、  
その様にやるとした場合に、どの位の融資が入りますか、概算であります。

市長～大体、8,000万位

5番～8,000万位あれば、建築が出来ると云うことですね。

市長～大体上に延すと云うだけで、8,000万位

5番～8,000万位の財源來ン當は出来ませんか。

市長～それが出来ないです。今の様な。

5番～わずか8,000万がですか、数種類の税務必携印刷代であります  
これは何部位ですか。

財政課長～50部位。

5番～50部は後所の全職員に配る員約ですか、それとも末端担当者を対照  
にしてのものか。

財政課長～私満足條件に、たちさわる事務員に配りたいと思つております。

10番～11款の趣旨であります。こちらに行政區設置促進援助の件についてでございますが、去つた定期会において、予算議会において、事務委託者の経費を12月までと見て、けずつたんでございますが、これから見た場合に、款と置は同じ處でござります。よつて、後の置部は、いわゆる市長の流用が出来る様に法約になつておりますので、いわゆる前の骨と、事務委託者のものと、これとの関連性はないかどうか、この辺を御説明願います。事務委託費と、これとですね、関連性はないかどうか、いわゆる私が云わんとするものは、預置は議会の議款によつて、流用は出来るんだが、置部は市長の裁量によつて流用が出来ると云つておりますので、去つた6月の議会には、予算議会には、12月までに早く新設を設置する様にと云うことで、委託者の事をせざつた。その予算をもつて来て若し、新設を出来ない場合には流用する恐れはないか、簡単に説明願います。

事務課長～当初の予算議会の方で、その懇意には、この費用に關する費用、これは、あくまでも委託者と云う豫算、それに關連する、人件費的費用が、6月議会で、皆様方が審議した予算でございましたが、今更聞て来ております點は、そう云う委託者に対する業務的運営を進めるための入人費的ものではなくて、いわゆる行政區を再編して行くためにはそれだけの準備を推進をしなければいかんと、新しい區の推進でありますので、その地域、地域にいわゆる初切補助です、そう云ふうな新しい区的のものでありますので、今おつしやる様に区内、或は区内は流用出来るんだが、それとの関連は、と、云う様な御質問ですが、そう云ふうな暫定区的の議会には、流用するには、難しいないと、あくまでも、皆様方の御賛同も加えて、そして執行をスムーズに進めさせると、云うのが難しい有り方ではないかと云ふうなことがあります。が、現に云つても、費用は、その設定費用に対する過不足縮減は可能だと思いますが、新規約のための流用は、不可能ではないかと思つております。だから関連においては、法約は別でありますので、いわゆる予算の性質そのものからすると、新設だと云ふうなことになると思います。

10番～行政區新設についてであります。現在の見通しに立つて、12月までに、新設出来る可能性がございますが、市長さんの御答弁を願います。

市長～是非新設したいと思つております。

3番～非課税地の増舉に伴つて当然算入地委員会に対する負担金があります

財政課長～農薬関係に、たちさわる事務員に配りたいと思つております。

10番～11款の理由であります。こちらに行政區設置促進補助の件についてでございますが、去つた定例会において、予算議会において、事務委託者の経費を12月までとくて、けずつたんでございますが、これから見た場合に、款と目は同じ處でございます。よつて、後の問題は、いわゆる市長の流用が出来る様に法約になつておりますので、いわゆる前の骨と、事務委託者のものと、これとの関連性はないかどうか、この辺を御説明願います。事務委託費と、これとですね、関連性はないかどうか、いわゆる私が云わんとするものは、項目は議会の議決によつて、流用は出来るんだが、問題は市長の裁量によつて流用が出来ない様になつておりますので、去つた6月の議会には、予算議会には、12月までに早く新部落を設置する様にと云うことで、委託者のあれをけずつた。その予算をもつて来て若し、新設を出来ない場合に流用する恐れはないか、簡単に説明願います。

農薬課長～当初の予算議会の方で、その場合には、この費用に関する費用、これは、あくまでも委託者と云う業者、それに関連する、人件費的費用が、6月議会で、皆様方が審議した予算でございましたが、今度出て来ます節は、そう云う委託者に対する業者約運営を進めるための入件費的ものではなくて、いわゆる行政區を再編して行くためにはそれだけの準備を推進をしなければいかんと、新しい区画の推進でありますので、その地域、地図にいわゆる打切補助ですが、そう云うふうな新しい法約のものでありますので、今おつしやる様に区内、或は区内は流用出来るんだが、それとの関連は、と、云う様な御質問ですが、そう云うふうな特定法約の場合は、流用するのは、望しいくないと、あくまでも、皆様方の御検討も加えて、そして執行をスムーズに進めさせると、云うのが望しい有り方ではないかと云うふうことではあります。が、厳密に云つても、費用、その設定費用に対する過不足増減は可能だと思いますが、新設約のための流用は、不可能ではないかと思つております。だから関連においては、法約は別でありますので、いわゆる予算の性質そのものからすると、新設だと云うふうなことになると想います。

10番～行政區新設についてでありますが、現在の見透しに立つて、12月までに、新設出来る可能性がございますが、市長さんの御答弁を願います。

市長～是非新設したいと思つております。

3番～非耕種地の増収に伴つて当然算用地委員会に対する負担金がありま

?

すか、それが計上されてないのは、どういう訳でありますか、もう1つは新しく前の新設區の補助の対照で、その他の、9區になつてあります、それはその新設區に大なり、小なり、1つの、2、3、と或は1戸位の移動があると思いますが、側戸を基準として1部統合、新設區を、その區別をなされたか、各新設區は、新しく出来たもんだと思うんですが、統合新設區は何區か、或は1部統合新設區は何區であるか、側にか基準がありましたら、御知らせ願います。

総務課長～第1点の方は、調べておりますので、第2点の方から御説明申し上げます、第2点の方のいわゆる新設區とか、統合新設區、それから1部統合新設、それから、その他のいうふうにしてございますが、その方の登録は別に今御質問のあつた様に、戸数何戸以上、どうするとかと云うふうな基準によるものではございません。これを内臓申し上げますと、新設區4區と云うのが、この前掲検査して書きました、第2區野嵩の下の方、それから今度は、第4區これは、2區と1區の四方から切れる1番東側のもの、それから第6區、解放地の東側、それから、第7區のいわゆる解放の1区と新城の1部、これだけが、新設區の4區になつております。それから統合新設區の方が、第15區それから第17區、第19區、第20區、この4つの方が統合新設區、この方は西側方の答申によりまして、新しく規則設定をしまして、かゝり、どの區がどれにはいると云う延い仲出で来ると應いますが、實的には、決らないと思っております。それから1部統合新設の方が3區になつておりますが、この方は第1區、これは野嵩の1區と新城の1區が統合、それから2區、これは現在の2區の1区と普天間區の1部それから新しい5區、その外は9區でございますが、ほとんど現在の大差はない、10件、20件の級の便はあると思いますが、大層的に云つて、間に相違はないと言ふ部落がその他の9區であります。

助 務～第1点については、私の方から申し上げます、この方は御質問の後に当然支當區の方でも、考えられるべき問題であります、しかしながら、今年度における、委員会の手数料關係の物が、どうなつてあるか未だばつかり解りませんので、前年度の当初予算で組んでありますので、たとえこれが、過年賀通りで施行されると云うことになりますとも、額においては、10萬たらずでありますので、その方は、予算からも控らせて出来る問題だと考までります。

4番～議会費の旅費であります事、当初の予算では多すぎると云うことで、1額けずつたと思つておりますが、その範囲内で出来ない理由は、どこにあるか、或はその旅費支給費區になつておりますが、その条件と×の問題はどうなつておりますか、次の交際費であります、200席計上されておりますが、360席に対して、3ヶ月またずして、200席増減しなければならない理由などあるか、これについて。

総務課長～第1点の方から御説明申し上げます、第1点の方は、当初の議会で

すか、それが計上されてないのは、どういう訳でありますか。もう1つは新しく市の新設区の補助の対照で、その他が、9區になつておりますが、それはその新設区に大なり、小なり、1つの、2、3、と或は1戸位の移動があると思いますが、何戸を基準として1部統合、新設区を、その區別をなされたか。各新設区は、新しく出来たもんだと思ふんですが、統合新設区は何區か、或は1部統合新設区は何區であるか、何にか基準がありましたら、御知らせ願います。

総務課長～第1点の方は、調べてありますので、第2点の方から御説明申し上げます。第2点の方のいわゆる新設区のか、統合新設区、それから1部統合新設、それから、その他というふうにしてございますが、この方の登録は別に今御質問のあつた様に、戸数何戸以上、どうするととかと云うふうな基準によるものではございません。これを内訳申し上げますと、新設区4区と云うのが、この前御検討して載きました。第2区野嵩の下の方、それから今度は、第4区これは、2区と1区の両方から切れる1番東側のもの、それから第6区、解放地の東側、それから、第7区のいわゆる解地の1部と新城の1部、これだけが、新設区の4区になつおります。それから統合新設区の方が、第15区それから第17区、第19区、第20区、この4つの方が統合新設区、この方は皆様方の答申によりまして、新しく規則設定をしますので、少々の、どの区がどれにはいると云う延いは出て来ると思いますが、数的には、変わらないと思ております。それから1部統合新設の方が3区になつておりますが、この方は第1区、これは野嵩の1部と新城の1部が統合、それから2区、これは現在の2区の1部と普天間区の1部それから新しい5区、その外は9区でございますが、ほとんど現在の大差はないと、10件、20件の線の何はあると思いますが、大層的に云つて、別に相違はないと云う部落がその他の9区であります。

助 徒～第1点については、私の方から申し上げます。この方は御質問の様に当然支出来の方でも、考え方るべき問題であります、しかしながら、今年度における、委員会の手数料關係の何が、どうなつているか未だはつきり解りませんので、前年度の当初予算で組んでありますので、たとえこれが、現年度おいで施行されると云うことになりますても、額においては、10事たらずでありますので、その方は、予算からも生らせて出来る問題だと考えております。

4 番～議会費の旅費であります、当初の予算では多すぎると云うこと、1部けずつたと思つておりますが、その範囲内で出来ない理由は、どこにあるか、或はその旅費支給費區になつておりますが、その条例と、の関連はどうなつておりますか。次の交際費であります。200常計上されておりますが、360常に対して、3ヶ月またずして、200常増額しなければならない理由はどこにあるか、これについて。

総務課長～第1点の方から御説明申し上げます。第1点の方は、当總の議会で

底質の額について御検討して策定はしたが、せまい議した結果については、すでにわかりの部会についてでございます。その外の議論については、当初予算の場合はにおいて、1部認可申し上げる前に底質の方法、ざりまつて計上してあつたと云うことを御認可申し上げましたのが、今度の旅費の追加金は、当初においては、全然計上、政府がそういうふうな計上で、午次間に行うる云うふうな便がございませんでしたので、当初の旅費の登についての見越がなされてなかつたと、特に先程お話し合がありました様に、そういうふうな研修については、議員参加出来る難な方法が正しいと云うふうな御意見もございました様に、予算においてもそのウラ付が必要だと云うことで、追加してあります。簡単に申し上げますと、当初予算の核算は、皆様方の通常の議会活動に最少必要な額しか計上されてないと、こう云う種本格特殊議案の登が入つてございましたので、一応追加してあると云うふ論に本つてあります。それから、第2点の方は、私から御認可申し上げて良いかどうか、説りませんが、条例との関連は、どう云う点に疑問がおありかどうか、奥く考りませんが、賃料及び費用弁償支給係員と云うものがございます。この中に皆様方の議会に職務に對しては報酬、それから皆様方の議事を通じての仕事に従事する場合には、費用弁償と云うのが支給されることになつております。費用弁償に色々ございまして、旅宿する場合の費用弁償、それから、今度、こういうふうに、本会議に當てもう議会の費用弁償、それから研修に行く議会の費用弁償、色々費用弁償がございますが、それを総称して予算においては旅費というふうに統算することになつております。条例の関連は宜しゆうござりますか。

議長～暫く休憩をします。(午後3時15分)

議長～再開をします。(午後3時25分)

4番～本議の議題の中で、直ぐ早急に決議でないと、云うのが、沢山あると感いますが、特に先程決定した負担金の場合は、3月までに、向うに納入すれば良いんだと云つた様なことになると思いますが、それはそれで、宣しゆうござりますか。そうしますと、予算を支給する時は後半年、いずれにしても次の定期会議にでもなんとか、期満を求めてやると、更に外に相当必要とする所の支給執行しなければいけない場合は、今度の府、これ以外にはいかどうか、これについて御伺い致します。

市長～議論は3月に支拂うべきで仕事はすでに済んでおりますので、地主の支拂をするには銀行から借を借りて、この借りるのが、未だ手続審査をして、今負担金と、予算議案をしないと云うと、銀行の方から借れませんので、これを早く早くして、どの地区でも、どの市町村でも急いでこれを融資してもらいたいけど云うことで、これを急いでして貰

旅費の額について御検討して戴きましたが、けずり減した部費については、すでにおわかりの部費についてでございます。その外の部費については、当初予算の場合において、1部説明申し上げた様に積算の方も、ぎりぎりの線で計上してあつたと云うことを御説明申し上げましたが、今度の旅費の追加費は、当初においては、全然計画、政府がそういうふうな計画で、無次第に行うと云うふうな何がございませんでしたので、当初の旅費の費についての見越がなされてなかつたと、特に先程お話し合がありました様に、そういうふうな研修については全員参加出来る様な方法が望しいと云うふうな御意見もございました様に、予算においてもそのうら付けが必要だと云うことで、追加してございます。簡単に申し上げますと、当初算の積算は、皆様方の通常の議会活動に最少必要な額しか計上されてないと、こう云う様な特殊研修の費が入つてございませんでしたので、一応追加してあると云うふうになつております。それから、第2点の方は、私から御説明申し上げて良いかどうか、解りませんが、条例との関連は、どう云う点に疑問がおありかどうか、良く發りませんが、報酬及び賃雇弁償支給条例と云うものがございます。この中に皆様方の場合に職務に対する報酬、それから皆様方の職務を通しての仕事に従事する場合には、賃雇弁償と云うのが支給されることになつております。賃雇弁償にも色々ございまして、旅行する場合の賃雇弁償、それから、今度、こういうふうに、本会議に出てもらう場合の賃雇弁償、それから研修に行く場合の賃雇弁償、色々賃雇弁償がございますが、それを総称して予算においては旅費というふうに折衝することになつております。条例の関連は宣しゆうございますか。

議長～暫く休憩致します。(午後3時15分)

議長～再開致します。(午後3時25分)

4番～才蔵の費目の中で、直ぐ早急に必要でないと、云うのが、沢山あると思いますが、特に先程決定した負担金の場合でも、3月までに、向うに納入すれば良いんだと云つた様なことになると想いますが、それはそれで、宣しゆうございますか。そうしますと、予算を支當するのは後半年、いずれにしても次の定期会当りにでもなんとか、財源を求めてやると、更に外に相当必要とする所の支當執行しなければいけない様な支當は、今の所、これ以外にはないかどうか、これについて御伺い致します。

市長～現金は3月に支払うべきで仕事はすでに始めておりますので、地主の支當をするには銀行から金を借りて、この借りるのが、末だ手続書類として、今負担譲渡と、予算譲渡をしないと云うと、銀行の方から借れませんので、これを早く早くで、どの地区でも、どの市町村でも急いでこれを譲渡してもらいたいと云うことで、これを急いでしてあ

と云うことであります、急な騒ぎな案件であります。

10番～3款の消防庁舎の抜棟工事でございますが、これも、やつばし、被所の収容關係に使用するためには抜棟されるのか、予定は何様か。

市長～予定は収容庫を移したいと思つております、それから今せつしり、本庁舎の1階の方がつまつておりますがその方から両側の方へ移したいと思つております。

9番～行財政審議促進補助金に関する、内訳を聞きましたが、議会からの答申案通りやられるのか、それとも答申案に手を加えられた上で、この辺行政區を新設する様になつてい基調ですか、その点を御説明願いたいと思います。議会の答申案通りであれば、先程の内訳の場合に補助金の対照として、滑れている所がある様でありますがその辺について御説明願います。

市長～答申案によつて執行部に委嘱された地区が、我如古地区の所がありますが、先の負担金で何かあると云うことですか。

9番～答申案通りであれば、先程の内訳には、答申案通りに滑れた所が有ると思いますが、1部統合して、新設區として、補助金の対照をして滑れた所があります。統合新設區としては、15, 17, 19, 20區と4區となつておりますね、4區の内訳が最初に市長さんに示されますが、答申案通りやられる訳ですか。(ハイ)

市長～答申案通り我如古の地区の所ですね、15, 16, 17の部分はですね、執行部に於て我如古から陳情が来ましたですね、あれについての決定は未だなんです、あれについては良く検討して決定したい。答申が、あの陳情が来た時議会の方から、その様な答申が来たので、その通りなる訳です、そちらの方で決める事になる訳です。

議長～款的には、いわゆる答申案にしろ、それから答申後のその附帯する陳情、そう云うものも総合して、最終的な決定をすると云うときになつても、款的には優らないと思つております。(20区であります)

議長～冒頭承認します。(午後3時35分)

議長～再開致します。(午後3時55分)

議長～質疑もつきた所であります、質疑を打切るととに御異論をさせんか。

異論なしと呼ぶ。

ると云うことがあります。急な急ぎな案件であります。

10番～3款の消防庁舎の拡張工事でございますが、これも、やつぱし、後所の事務関係に使離するために拡張されるのか、予定は何課か。

市長～予定は建設課を移したいと思つております。それから今ぎつしり、本庁舎の1階の方がつまつてありますがそこの方から南側の方へ移したいと思つております。

9番～行政区域設置促進補助金に關連して、先程補助金に関する、内訳を聞きましたですが、議会からの答申案通りやられるのか、それとも答申案に手を加えられた案で、この新行政区を新設する様になつてゐる訳ですか、その点を御説明願いたいと思います。議会の答申案通りであれば、先程の内訳の場合に補助金の対照として、漏れている所がある様でありますがその辺ついて御説明願います。

市長～答申案によつて執行部に委嘱された地区が、我如古地区の所がありますが、先の負担金で何かあると云うことですか。

9番～答申案通りであれば、先程の内訳には、答申案通りに漏れた様な所があると思いますが、1部統合して、新設區として、補助金の対照として漏れた所があります。統合新設區としては、15, 17, 19, 20区と4区となつておりますね、4区の内訳が最初に市長さんにお伺いしますが、答申案通りやられり訳ですか。(ハイ)

市長～答申案通り我如古の地域の所ですね、15, 16, 17の部署はですね、執行部に養で我如古から陳情が来ましたですね、あれについての決定は未だなんです、あれについては良く検討して決定したい。答申が、あの陳情が来た時議会の方から、その様な答申が来たので、その通りなる訳です。そちらの方で決めることになる訳です。

総務課長～総約には、いわゆる答申案にしろ、それから答申後のその附帯する陳情。そう云うものも総合して、最終的な決定をすると云うときになつても、総約には変わらないと原つております。(20区であります)

議長～暫く休憩致します。(午後3時35分)

議長～再開致します。(午後3時55分)

議長～質疑もつきた様でありますが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切り討論に入ります。

4番～諸論から申し上げますと、原案に賛成であります。当初予算成立からして、わずか3ヶ月たらずして、又更正をすると云うことは、このましくないと云うふうに、再三要請しておりますが、しかし当初で見通しが具積れなかつたと云う事なことで、やむを得ないと考えております。そこで、しかし急を要する理由が若干ありましたので一応は原案通り賛成することに致します。

15番～議論から申し上げて原案に反対致します。先、中部工業高校の問題で、発言を求めた所であります。求められなかつたので、間違をして今ここで発言致します。当然中部工業高校の問題は、これは政府が負担すべきものであつて、従つて市町村自治法第2条の発表に違反すると考えております。又これは教育委員会と云うものが最も以上、当然教育の問題は教育委員会がやるべき問題であつて、従つてその費用が財上されている以上は、この原案に対しては反対致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時01分)

議長～再開致します。(午後4時02分)

議長～外に振つた御意見はございませんか。なければ討論を打切らたいと願いますが、御異議ございませんか。

○異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～では議案第35号1964年度宮野湾市水入才出港附加更正についてを採決に付します。

議長～賛成の方举手願います。手を上げた方々の手を数えておきます。

議長～賛成者多数でありますので、議案第35号1964年度宮野湾市水入才出港附加更正予算については原案通り可決致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時03分)

議長～再開致します。(午後4時04分)

議長～議案第5号議案第36号1964年度宮野湾市上水道特別会計才入才出

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切り討論に入ります。

4番～結論から申し上げますと、原案に賛成であります。当初予算成立からして、わずか3ヶ月たらずして、又更正をすると云うことは、このましくないと云ふうに、再三要望しておりますが、しかし当初で見透しが見積れなかつたと云う様なことで、やむおえないと考えております。そこで、しかし急を要する趣旨が若カソありましたので一応は原案通り賛成することに致します。

15番～結論から申し上げて原案に反対致します。先、中部工業高校の問題で、発言を求めた訳でありますが、求められなかつたので、間違致しまして今ここで発言致します。当然中部工業高校の問題は、これは政府が負担すべきものであつて、従つて市町村自治法第2条の条項に違反すると考えております。又これは教育委員会と云うものがある以上、当然教育の問題は教育委員会がやるべき問題であつて、従つてその費用が計上されている以上は、この原案に対しては反対致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時01分)

議長～再開致します。(午後4時02分)

議長～外に変つた御意見はありませんか。なければ討論を打切らたいと思いますが、御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～では議案第35号1964年度宜野湾市才入才出追加更正についてを委託に付します。

議長～原案に賛成の方挙手願います。

議長～賛成者多数でありますので、議案第35号1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算については原案通り可決致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時03分)

議長～再開致します。(午後4時04分)

議長～日程第5議案第36号1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出

追加真正予算についてを上達致します。別に朗読事項もありませんので證言者の意旨説明を求めます。

南 長～この案件は今度水道事業で、米人住宅の部屋で今まで水道公社が見ていた所を、市の水道事業に移管される部屋が複数ありましたので、それで収入支当とも、予算の更正の必要が出て来ました。これを提案してあります。商議部については、課長から質問でお答えすることに、その意味で宜しく御審議の程をお願い致します。

謙 長～本件に対する質疑を求めます。

3番～この真正の問題は米人住宅の移管についてであります。今までの米人住宅が、ほとんど移管になつておりますが、外に残つた所の水道公社から直接購入している所が市内にあるかどうかですね。その所はもう云う訳で移管が出来ないのか。

水道課長～お答え申し上げます。今まで移管になつた所は9月1日からで、341棟、それに新予定しているのが、高良住宅で115棟で、あれと合せると400棟余りますが、その外に残るのが喜友名と伊佐の賃住宅で、今まで移管になつた所は、水道公社から個人個人にメータを取り付けて、そして給水している所を移管しておりますが、残る喜友名の所は、賃住宅を管理している人がまとめてやつている所でその所に対しまして、今までの旨譲買上げの接洽をした訳であります。話し合がつかず未だ延しである訳であります。

3番～水道公社との契約の下に全面的に市に移すという様な条項があると思うんですが、どういう面で契約行為に支障を来たすか、買上げの予算額で市当局が困るかどうか、それとも市が移管が出来ないと云うことか。

水道課長～説明から云いますと、予算のネン度と云うことではあります。外の地域は今から調査して来年度の65年度の予算で支拂をすると云う条件で譲買をした訳であります。残る2箇所については、本人からの要請で既時買上げでなければ移管が出来ないと云うことがありましたので、延期しております。

5番～問述~~は~~質問致します。只今の話しがうまく行かないといふことは買上げの評価について、いかないと言ふことですか。

水道課長～評価についてではなく、その時期について、買上げの支拂の既時支拂でなければ、移管が出来ないと云う訳で。

5番～その点、そのものには当事者個別ににくい延いはしない訳ですね。

追加更正予算についてを上提致します。別に朗読事項もありませんので提案者の趣旨説明を求めます。

市長～この案件は今度水道事業で、米人住宅の部脅で今まで水道公社が見ていた所を、市の水道事業に移管される部脅が相当出来ましたので、それで取入支當とも、予算の更正の必要が出て来まして、これを提案してあります。尚頃部については、課長から質問でお答えすることに、その意味で直しく御審議の程をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

3番～この更正の問題は米人住宅の移管についてであります。今度の米人住宅が、ほとんど移管になつておりますが、外に残つた所の水道公社から直接購入している所が市内にあるかどうかですね。その脅はどう云う訳で移管が出来ないのか。

水道課長～お答え申し上げます。今度移管になつた脅は9月1日からで、341栓、それに後予定しているのが、高良住宅で115栓で、あれと合せると400栓余りますが、その外に残るのが喜友名と伊佐の賃住宅で、今度移管になつた脅は、水道公社から個人個人にメータを取り付けて、そして給水している脅を移管しておりますが、残る喜友名の脅は、賃住宅を管理している人がまとめてやつている脅でその脅に対しては、今度の施設買上げの接渉をした訳でありますが、話し合がつかず未だ延してある訳であります。

3番～水道公社との契約の下に全面的に市に移すという様な条項があると思うんですが、どういう面で契約行為に支障を来たすか。買上げの予算面で市当局が困るかどうか、それとも向が移管は出来ないと云うことか。

水道課長～結論から云いますと、予算のネン当と云うことではあります。外の地域は今から調査して来年度の65年度の予算で支拂をすると云う条件で移管をした訳であります。残る2箇所については、本人からの要望で既時買上げでなければ移管が出来ないと云うことでありましたので、延期しております。

5番～開通に質問致します。只今の話し合がうまく行かなれど云うことは買上げの評価について、いかないと云うことですか。

水道課長～評価についてではなく、その時期について、買上げの支拂の既時支拂でなければ、移管が出来ないと云う訳で。

5番～その他、そのものには当事者識別にくい違いはない訳ですね。

水道課長～委託は一態賃貸させてもいいと云つております。

5 番～いえいえ今の話は、その1話地域は未だ接渉はおもわしくはいかないを云うことでありましたね、そのおもわしくいかないと云う具体的内情ですか評価ではない點ですね、今の段階では支払方法ですね賃貸支払いをしてから完了するということですが、そうしますと、評価そのものはおたがい具体的に金額を示して話し合は進めておりますか、金額されてないですか・当該権からも賃貸権からも何らその権の打合せはないんですかとえんなければですね賃貸支払いだつたら容認してもいいというような相手の態度ですね、その時いくらだつたらいわゆる容認してもらうという概略の金額の相談はまだやつてない訳ですか。

水道課長～まだやつてない。

5 番～もう1回念をおして御聞き致しますが、買上げの代金を賃貸支払をすれば、容認しても良いと云うことは云つておりますが、これから、そういう扱う様に接渉するお考えですか、そのまま放つておくつもりですか

水道課長～これは市の水道事業の方針と強しましても、全漏水者を統一する意味におきましても、測量調査をして評価をして接渉を続けたいと想つております。

5 番～当局の計画通り移管がうまく行かない場合には何か交渉を来たす様な事がありますか。

水道課長～別に今の所はそう云つたこと無。

4 番～真正の何が貸住宅、450棟、マーシー地区のメーター取付の棟ということになつておりますが、この貸住宅456棟の移管地域は何層階から話し合が持たれておつたかどうかですね、それと年度始めに、只移管すると云うことは一応は進めて居なかつたかどうか、それについて御説明願います。

水道課長～普通は容認することについて既、水道公社と宜野湾市との契約当初からも市内にある貸住宅の漏水は容認する方針で現在まで進めて来ておる訳であります。

4 番～この450棟と云うことは、どの地域ですか。

水道課長～別に交渉するという、今現在直接水道公署から漏水をやつておるもんで、顧客自体は水道公社の顧客でありますから別に外極伊佐、喜友

水道課長～公社は一応移管はさせてもいいと云つております。

5 番～いえいえ今の話は、その1部地域は未だ接渉はおもわしくはいかないと云うことでありましたね。そのおもわしくいかないと云う具体的内訳ですか？評価ではない訳ですね、今の説明では支払方法ですね既時支払いをしてから完了するということですが、そうしますと、評価そのものはおたがい具体的に金額を示して話し合は進めてありますか、全然されてないですか。当周側からも民間側からも何らその他の打合せはないですかたとえばなければ既時支払いだつたら移管してもいいというふうな相手の態度ですね、その時いくらだつたらいわゆる移管してもらうという概略の金額の相談はまだやつてない訳ですか。

水道課長～まだやつてない。

5 番～もう1回念をおして御聞き致しますが、買上げの代金を既時支払をすれば、移管しても良いと云うことは云つておりますが、これから。そう云う様に接渉するお考えですか、そのまま放つておくつもりですか

水道課長～これは市の水道事業の方針と致しましても、全給水者を統一する意味におきましても、測量調査をして評価をして接渉を続けたいと思つております。

5 番～当局の計画通り移管がうまく行かない場合には何か支障を来たす様な事がありますか。

水道課長～別に今の所はそう云つたことは。

4 番～更正の何か貸住宅、450栓、マーシー地区のメーター取付の場ということになつてますが、この貸住宅456栓の移管地域は何日頃から話し合が持たれておつたかどうかですね。それと年数始めに、只移管すると云うことは一応は進めて居なかつたかどうか、それについて御説明願います。

水道課長～普通は移管することについては、水道公社と宣野市との契約当初からも市内にある貸住宅の給水は移管する方針で現在まで進めて来ておる訳であります。

4 番～この450栓と云うことは、どこの地域ですか。

水道課長～別に交渉するという、今現在直接水道公社から給水をやつておるもんで、顧客自体は水道公社の顧客でありますから別に外縁伊佐、喜友

名みたいに交渉する側はなかつたのです。

4 番～この施設は個人のじやなくして、水道公社のものか。

水道課長～漏水の管渠は水道公社がやつてあるまんですから、移管申請、移管をして呉れということは、水道公社の権限でありまして、地主自体の権限ではない。

4 番～ですからその場合に水道公社に対して、早急に移管して呉れと云つた極端な陳情が、或は又話し合いを持つたと思うんですが、これは何時頃か、これだけの移管が話題になつて連絡されたかどうか。

水道課長～~~何時~~ 移管については次第でやつています。

4 番～当初の年度始めはこの移管の見通しは全然なかつた訳ですか。

水道課長～水道公社の移管決定なされない間は、まだいつと云うことは決まらない訳です。

4 番～むや当初では、全然見通しがなかつたために、中途で、そういうふうに移管が発生したという訳ですね。そうしますと、施設は個人のものでも、と云うことになりますが、この個人の施設は、いずれにしても市が評価して買い上げなくちやいけませんが、その評価に（組り入れられたのは何時であるか。）

水道課長～運営においては移管しようという趣圖でまだその段階であります、評議はまだしてありません。

4 番～そうしますと、買い上げと云うことになると先程の御説明にもありました通り、施設の一括、買い上げでないと移管はしないと云う、施設の所有者ですが、それがやつた場合に、はたして、（移管されるかですね）

水道課長～今移管してある脇についてば、ちゃんと承諾書をもらつてあります。

4 番～その施設は、いずれにしても買い上なければならぬと、その買い上げする時期は何時であるんですか、或は、又その作業がですね、既にやつているならば、直ぐ予算に計上して、この評議が合意した場合に相手側がその評議ならぬ、施設は市に買い上げても良いんだぞ云うとなつた場合ね、当然差額を計算をしなくちやいけないと思いますがその買い上げの面倒、この予算に載れておりますか。

名みたいに交渉する何はなかつたのです。

4 番～この施設は個人のじやなくして、水道公社のものか。

水道課長～給水の管轄は水道公社がやつておるもんですから、移管申請、移管をして呉れということは、水道公社の権限でありまして、地主自体の権限ではない。

4 番～ですからその場合に水道公社に対して、早急に移管して呉れと云つた様な陳情が、或は又話し合いを持つたと思うんですが、これは何時頃か、これだけの移管が話題になつて進められたかどうか。

水道課長～ 頃から移管については又書でやつています。

4 番～当初の年慶始めはこの移管の見透しは全然なかつた訳ですか。

水道課長～水道公社の移管決定なされない間は、まだいつと云うことは決まらない訳です。

4 番～じや当初では、全然見透しがなかつたために、中途で、そういうふうに移管が発生したという訳ですね。そうしますと、施設は個人のものでも、と云うことになりますが、この個人の施設は、いずれにしても市が評価して買い上げなくちやいけませんが、その評価に。(繰り入れられたのは何時であるか。)

水道課長～現在においては移管しようという程度でまだその段階であります、評価はまだしてありません。

4 番～そうしますと、買い上げと云うことになると先程の御説明もありました通り、施設の一括、買い上げないと移管はしないと云う、施設の所有者ですが、それがやつた場合に、はたして、(移管されるかですね)

水道課長～今移管してある脅については、ちゃんと承諾書をもらつてあります。

4 番～その施設は、いずれにしても買い上なければならぬと、その買い上げする時期は何時であるんですか。或は、又その作業がですね。現にやつているならば、直ぐ予算に計上して、この評価が合意した場合に相手側がその評価ならば、施設は市に買い上げても良いんだと云うとなつた場合は、当然それだけ支障をしなくちやいけないと思いますがその買い上げの面は、この予算に現れておりますか

水道課長～残れでおりません。65年度に支払う約束で。

4 番～65年ですか、それは当事者間ではつきり話し合っている訳ですね。  
そうするととて450栓の内設置費は、だいたいどの位でありますか。

水道課長～暫定そこまでは、はつきりつぶんでおりません。

4 番～まだはつきりした数字は、解らない訳ですね。

7 番～今先の署名の件ですが、現在賃貸者間に個人が希望であれば、直ぐ  
前の水道を持つてくることが出来ますか。

水道課長～はい、出来ます。

5 番～工事費が、150年の減になつておりますが、この並間に、250  
栓を削除となつておりますが、これは見通しのくい遅いですか。

水道課長～本年度の増加栓数が、720栓を既報つておりましたが、前回予算  
で、790栓と云うことで、250栓を削除が余計と云うことになつてお  
りました。それはどうしたかと申しますと250栓はマーシー管で今  
度メーター取り付けになつておりますが、そういうふた水管地盤  
に対しては、直が要望して、メーターを取り付けるという側で、それ  
は、一栓当たり、60セントで、エン管代と云うことになつておきます。  
それでこつちの要望でもつて、付けるんだからという側で、難管  
の所、取れない訳です。と申しますのは必ずしも、そのエン管でないと、  
メーター取り付けが出来ないと云う訳ではなきして、これば、  
あくまでも給水の管地上から工事をした場合には、給水の管地上良  
いと、しかし、そのエン管自体は、振戻内の施設に入るもんだから、  
0、60セントと云う側は条例の適用で取つて居りますが、移管する  
所については、取れないんじやないかと云う訳で削つてある訳です

15番～個人の施設所有者に対する買上げはしないんだという勇首  
をしたことがありますか、これは、もちろん、私は直接本人から聞いて  
はございませんので、何について誰、賃料はおえませんが、そう云つた  
勇首をなさつたことがありますか。

水道課長～一寸脇かりにくいでますが、

15番～今水道公社から、或る個人個人で引いた人達がおりますね、稱ります  
が、(パイ) う云う所で、(パイ) う云う所で、(パイ) う云う所で、(パイ) う云う所で、  
そう云う人達に對して、水道課員買上げはしないんだと云つたこと  
がありますか、(パイ) う云う所で、(パイ) う云う所で、(パイ) う云う所で、

水道課長～現れでおりません。65年度に支払う約束で。

4番～65年ですか、それは当事者間ではつきり話し合っている訳ですね。  
そうするとこの450栓の内の旅費は、だいたいどの位ですか。

水道課長～まだそこまでは、はつきりつかんでおりません。

4番～まだはつきりした数字は、解らない訳ですね。

7番～今先の喜友名の件ですが、現在責任者別に個人が希望であれば、直ぐ市内の水道を持つてくることが出来ますか。

水道課長～はい。出来ます

5番～工事費が、150%の減になつておりますが、この理由に、250栓を削除となつておりますが、これは見透しのくい違いですか。

水道課長～本年度の増加栓数が、720栓を見積つておりましたが、前回予算で、790栓と云うことで、250栓が余計と云うことになつております。それはどうしたかと申しますと250栓はマーシー管で今度メーター取り付けることになつておりますが、そういう移管地域に対しても、市が希望して、メーターを取り付けるという何で、これは、一栓当たり、60セントで、エン管代と云うことになつております。それでこつちの希望でもつて、付けるんだからという何で、現在の所、取れない訳です。と申しますのは必ずしも、そのエン管でないと、メーター取り付けが出来ないと云う訳けではありして、これは、あくまで給水の管理上からエン管をした場合には、給水の管理上良いと、しかし、そのエン管自体は、家敷内の旅費に入るもんだから、60セントと云う何は条例の適用で取つて居りますが、移管する管については、取れないんじやないかと云う訳けで削つてある訳です

15番～個人の旅費所有者に対してですね、買い上げはしないんだという発言をしたことがありますか、これは、もと論、私は直接本人から聞いてはおりませんので、何については、責任はねえませんが、そう云つた発言をなさつたことがありますか。

水道課長～一寸脇かりにくいですが。

15番～今水道公社から、或る個人個人で引いた人達がおりますね、解りますか。(ハイ)  
そう云う人達に対して、水道源は買い上げはしないんだと云つたことがありますか。

水道課長～買ひ上げと申しますと、

15番～今個人個人で水道公社からやつておる人達ね、その説明に対して買ひ上げしないんだといつた様な発言を云つたことがありますか。

水道課長～ありません。

15番～ないんですか。

水道課長～そんなことはありません。

議長～才入の部に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め才庫の質疑に入ります。

10番～1款の2項の政府補助金の支払措置でございますが、それについての御説明を願いたいと思います。

水道課長～456社の答管に併ないまして、水道公社が直接メーター付被免管のメーター代の支払いをしなくちやいかんという訳で、支度の方に被水の原初料の方に入れてあります。す、200%の支払いをせんといかんということ、前に前節課長と市長が、課金に行かれて、被削減しまして、その被削減額を算して10,500%を65年まで延滞してもらいたいと云う訳であります。

10番～いわゆる本会計次年度に亘つて良いと云う趣なあれですね。

3番～先ほつて、カン署の議會に市長は、5号線沿の水が非常に不便で臺非その一帯を見ると、水道事業をやりたいと云うことでありましたが、この面について野瀬の高架橋水槽が嵩てている様であります。それが併いまして、その面も検討なされて起債をせねばならぬことを想ふことがあるかどうかですね、起債事業として一応野瀬一番は高架で押し上げポンプでやらなければいかんと云う様な事であります。こういう様に仕事をするより一举にでつかい費用をかけて手つた方が良いと想いますが、これについて。

市長～5号線一番の配管工事については、これから測量設計を準備しているので、一概測量し、設計が出来上ると自力でいけるかと云う。これを是非起債に以つて行かねやいかんということを決定したいとこう思つております。今度の水槽を野瀬に作るのは、今現在給水している器量でどうしてもその向こうが満いのでうまく水が嵩ないと云うので、

水道課長～買い上げと申しますと。

15番～今個人個人で水道公社からやつておる人達ね。その旨説に対し買い上げしないんだといつた様な発言を云つたことがありますか。

水道課長～ありません。

15番～ないんですか。

水道課長～そんなことはありません。

議長～才入の部に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め才入の質議に入ります。

10番～1款の2項の政府補助金の支払措置でございますが、それについての御説明を願いたいと思います。

水道課長～456栓の移管に伴ないまして、水道公社が直接メーター付けた脇のメーター代の支払いをしなくちやいかんという訳で、支障の方に給水の原材料の方に入れてありますが、8,200円の支払いをせんといかんということで、前に前任課長と市長が、開会に行かれて、折衝致しまして、その後延期願いを踏して10,500円を65年まで延期してもらいたいと云う訳であります。

10番～いわゆる本会計政年度に払つて良いと云う様なあれですね。

3番～先だつて、カンガの場所に市長は、5号線沿の水が非常に不便では是非その一帯を見ると、水道事業をやりたいと云うことでありましたが、この面について野嵩の高架槽水槽が嵩てている様であります。それに伴いまして、その面も検討なされて起債事業をセモー野嵩へ帶びを考えたことがあるかどうかですね。起債事業として一応野嵩一帯は嵩合で押し上げポンプでやらなければいかんと云う様な事であります。こういう様に仕事をするより一挙にでつかい費用をかけてやつた方が良いと想いますが、これについて。

市長～5号線一帯の配管工事については、これから測量設計を準備しているので、一様測量し、設計が出来上ると自力でいけるかと云う。これを是非起債に以つて行かねやいかんということを決定したいとこう思つております。今度の水槽を野嵩に作るのは、今現在給水している部脅でどうしてもその向こうが高いのでうまく水が嵩ないと云うので、

今この質問をレ録と云うことであります。

3番～官力でやると、別に記録をやつて事業を遂行すると云うのとは、大きな違いがある訳ですが、是非必要であれば、2回でも3回でも記録をして早く進めた方が良いと思う訳であります。が、5号渋谷、特に牧・鳩古地区に対する排水は何時頃、いつ、あてにして計画しておりますか

水道課長～現在調査をやつておる途中であります。12月定期会までに就き、一括の設計は出来るだらうと思つております。

3番～賛成ですか？

水道課長～いや起債はすると云うことにしております。

1番～改第36条第1項7号より、当該の条例、議会の議決又は選舉人の投票に付すべき附帯、營造物又は構造に付すべき契約に関する条例、第2条第8項によつてですね、この水道建設の場合に議会の議決をする場合になつておりますが、議会、議決の手続を経ないのは、どういう理由であるのか、これについて御説明願います。

修長～質疑も大部残つている事でありますので、本題は越後善助と強します。

善助～暫く休憩致します。(午後4時35分)

善助～再開致します。(午後4時45分)

善助～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の会議を終ることに致します。尚明日は午前10時より再開することに致します。

善助～散会。(午後4時55分)

今この施設をし様と云うことがあります。

3番～自力でやると、別に起債をやつて事業を遂行すると云うのとは、大きな違いがある訳けですが、是非必要であれば、2回でも3回でも起をして早く進めた方が良いと思う訳であります。5号線沿、特に我如古地区に対する給水は何時頃、いつ、あてにして計画しておりますか

水道課長～現在測量をやつておる途中であります。12月定期会までには、一応の設計は出来るだらうと思つております。

3番～起債ですか。

水道課長～いや起債はすると云うことにしております。

1番～法第36条第1項7号より、当市の条例、議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産、營造物又は譲渡に付すべき契約に関する条例、第2条第8項によつてですね、この水道施設の場合に議会の議決をする様になつておりますが、議会、議決の手続を経ないのは、どういう理由であるのか、これについて御説明願います。

議長～質疑も大部残つている様でありますので、本案は経説審議と致します

議長～暫く休憩致します。(午後4時35分)

議長～再開致します。(午後4時45分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の会議を終ることに致します。尚明日は午前10時より再開することに致します。

議長～散会(午後4時55分)